第明治三十五種郵便物認可
△
○　○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
　破産、免責関係　一
特殊法人等
　中日本高速道路株式会社工事区間変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、日本年金機構基金清算結了・清算人退任　二
　厚生関係　三
地方公共団体
　行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３４号
宮城県白石市白川犬卒都婆字熊野29番地
債務者　相原　宏一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月９日まで
　仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１１５号
秋田市泉中央５―28―10　コートビレッジ石塚102号室、住民票上の住所秋田市土崎港西２丁目５番34号
債務者　大野えみ子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
秋田県鹿角市花輪字下夕町21番地４
債務者　奈良　一也
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第２３号
秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙174番地２
債務者　小松　美咲
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第９４号
福島県郡山市八山田５丁目312番地　ライラックガーデンＢ205号
債務者　影山　秩瑠（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
福島県郡山市富久山町久保田字恩田160番地の１　リバーサイド佐久間502号
債務者　橋本　一訓
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
茨城県取手市白山６丁目22番８号
債務者　髙橋麻美子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
石川県小松市向本折町ワ１番地２　レオパレスキング108号室
債務者　小泉　正美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１３８号
長野県東筑摩郡山形村1474番地36
債務者　磯塚　良子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３２号
岐阜県可児市今渡100番地４　アサノハイツ101、前住所岐阜県美濃加茂市西町３丁目211番地
債務者　髙田　英富
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１０１６号
愛知県あま市七宝町徳実三河畑56番地５
債務者　岡田　志穂（旧姓守田）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２７号
名古屋市港区辰巳町１番28号　レジオンドヌール403号
債務者　橋本　英里
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部